

第二二回農業委員統一選挙に関する特別決議

女性・青年農業者、認定農業者等の多様で行動力のある人材を農業委員に

平成二六年七月（沖縄県は九月）には第二二回の農業委員統一選挙が実施される。

耕作放棄地や無断転用の発生防止と解消、担い手への農地集積において、農業委員会の果たす役割は極めて重要であり、農業委員会における審議をさらに透明化し、農業委員会活動の活性化と「見える化」をよりいっそう進めていくためには、今後の農業委員選挙において、熱意と行動力のある女性や青年農業者、認定農業者などの担い手を農業委員としてさらに多く迎えていくことが欠かせない。また、農外からも食農教育や農商工連携を推進する観点から、地域住民や商工関係者など幅広く多様な人材の参画を求めていく必要がある。

とりわけ女性農業委員については、政府が「男女共同参画基本計画（第二次）」で「二〇二〇年までに、指導的地位にある女性の占める割合が少なくとも三〇％程度になるように期待し、各分野における取組を促進する」とし、「食料・農業・農村基本計画」でも「女性農業委員等の登用増等の目標を設定し、その実現のための普及・啓発等を実施する」とことを求めているなかで、市町村段階では議会推薦枠の減少などで女性委員の伸びが鈍化する傾向にあることなどを踏まえ、従来にない加速的な取り組みが求められている。よって、われわれは、下記事項について組織一丸となって取り組むことをここに申し合わせ、決議する。

記

一 農業委員会系統組織の役割と取り組み、農業委員選挙の意義等について関係機関・団体をはじめ、農業者や住民等へ幅広く普及浸透を図ること。

二 農業委員選挙において、女性・青年農業者、認定農業者等を地域・集落の代表として選出し、地域として活動をバックアップしていく機運の醸成に努める。農の雇用事業などを通じて農業生産法人の従業員が増える中で、構成員として農作業に従事する若者についても農村社会の一員として農業委員会への参画を促していく。また、選任委員については、農業関係者だけでなく、意欲と熱意を持って地域農業・農村の振興に取り組む地域住民や商工関係者など多様で行動力のある人材の登用が図られるよう、関係方面への働きかけを行うこと。

三 特に、女性農業委員については「一農業委員会あたり複数の選出」を目指すとともに、「女性農業委員が一人も登用されていない農業委員会の解消」を目指す。選挙委員の選出に向けて地域の話し合いが行われる場合には、意欲と能力のある女性農業者が積極的に立候補できる環境づくりに取り組むこと。認定農業者の農業委員については「三割以上の選出」に向けて取り組むこと。

平成二五年五月三〇日

全国農業委員会会長大会